

令和6年1月9日（火）関市農業委員会総会

場所：関市役所 6階大会議室

令和6年1月9日（火曜日）午前9時30分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（19名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 安田 美雄 君 | 2番 河村 清孝 君 | 3番 丹羽 英治 君 |
| 4番 吉田 忠男 君 | 5番 和田 ひとみ 君 | 6番 鵜飼 秀樹 君 |
| 7番 林 百恵 君 | 8番 後藤 信一 君 | 9番 尾口 文良 君 |
| 10番 松永 佳己 君 | 11番 足立 宜穂 君 | 12番 後藤 一夫 君 |
| 13番 亀山 良平 君 | 14番 森 種生 君 | 15番 池田 政吉 君 |
| 16番 長尾 始 君 | 17番 山田 達史 君 | 18番 日置 香 君 |
| 19番 田下 喜代 君 | | |

○委員以外の出席者

- 農業委員会事務局長 山岡 透 君
- 農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君
- 農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君
- 農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。
それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

（ 会長あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

ありがとうございました。本日は、全員の委員にご出席をいただいております。
それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

13番 亀山委員、16番 長尾委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

1番の案件について審議します。

ここで、1番 安田委員は、除斥をお願いいたします。

（安田委員除斥）

それでは、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるというものです。議案は、1ページになります。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、長良川鉄道関富岡駅から南西に300mに位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 田 1,030㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢となり農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというものの。

譲受人は、申請地の近隣に居住しており、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

以上、1件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

この案件について、現地確認をされました吉田委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

○4番（吉田 忠男 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

○議長（丹羽 英治 君）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

つづきまして、農地法第3条の規定による許可申請の、2番から4番の案件について審議します。義務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるというものです。3条の2番からご説明させていただきます。

2番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、下迫間公民館から西に600mに位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 5 1 2 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢となり農地の維持管理が困難になったため、譲受人に譲渡を申し込んだというもの。

譲受人は、申請地の近隣に居住しており、譲渡人より申し出があったため、応諾したというものでございます。

営農計画書が提出されており、譲受人は申請地近隣での農業経験があり、今回農地を取得し、野菜を中心とした農作物を作りたいという内容になっています。

3 番の案件

位置図は 3 ページになります。

申請地は、市立瀬尻小学校から南西に 6 0 0 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 4 筆 8 8 1 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

贈与者は、申請地は公道に接しておらず、耕作が困難な為、申請地隣地に居住の受贈者に贈与するというものです。

受贈者は、本申請地の隣地に居住しており、営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、贈与者である父や叔父から農業を学び、野菜を中心とした農作物を作りたいという内容になっています。

4 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 4 ページになります。

申請地は、側島公民館から東に 2 5 0 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 2 7 1 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地隣地に居住しており、営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費野菜を栽培したいという内容になっています。

以上、3 件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。地域順に私の方から、ご指名させていただきますので、お願いします。

2 番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○ 2 番（河村 清孝 君）

特に問題ありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。3番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○ 1 1 番（足立 宜穂 君）

特に問題ありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。4番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○ 1 4 番（森 種生 君）

特に問題ありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

○ 議長（丹羽 英治 君）

質疑もないようですので、これより議案第1号の2番から4番について、番号ごとに採決いたします。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。

1 番の案件

議案は3ページ、位置図は5ページになります。

申請地は、長良川鉄道関口駅から南西に200mに位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 160㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅敷地及び駐車場でございます。

申請者は、住宅を建築するにあたり、申請地を駐車場用地として利用したいというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2 番の案件

位置図は6ページになります。

申請地は、天神公民センターから北に100mに位置する

登記・現況地目 田 892㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（1棟10戸）でございます。

申請者は、申請地は住宅の需要が見込まれるため、共同住宅を建築したいというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、2件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4 番（吉田 忠男 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございます。2 番の案件につきまして、和田委員、ございますか。

○5 番（和田 ひとみ 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

○議長（丹羽 英治 君）

質疑もないようですので、これより議案第 2 号について、番号ごとに採決いたします。
1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1 番の案件

議案は4ページ、位置図は7ページになります。

申請地は、長良川鉄道関富岡駅から南に400mに位置する

登記・現況地目 田 295㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、貸住宅敷地でございます。

譲渡人は、高齢になり営農規模の縮小を検討していたところ、譲受人の要望があったため、農地の一部を譲り渡すことにしたというものです。

譲受人は、申請地を譲り受け、子供の住宅用敷地として造成したいというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2 番の案件

位置図は8ページになります。

申請地は、長良川鉄道関口駅から南東に500mに位置する

登記・現況地目 田 3筆 383㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（1区画）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になった為、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、本申請地を宅地分譲地として販売したいというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は9ページになります。

申請地は、桜ヶ丘ふれあいセンターから北に200mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 284㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になった為、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、自己用住宅を建築したいというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4番の案件

議案は5ページ、位置図は10ページになります。

申請地は、市立旭ヶ丘中学校から北東に400mに位置する

登記・現況地目 畑 2筆 894㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（4区画）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になった為、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、本申請地を宅地分譲地として販売したいというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、天神公民センターから北に100mに位置する

登記・現況地目 田 420㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、高齢になり耕作が困難になったため、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、現在アパートに住んでいるが、手狭になったため、自己用住宅を建築したいというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

6番の案件

位置図は12ページになります。

申請地は、十三塚公民センターから南に50mに位置する

登記地目 宅地 現況地目 畑 206.59㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭・駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、本申請地を一般個人住宅の庭、駐車場にしたいというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

7 番の案件

議案は 6 ページ、位置図は 13 ページになります。

申請地は、関警察署から東に 100 m に位置する

登記・現況地目 田 3 筆 706 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、貸駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、近隣のホテルの役員を務めており、当該ホテルの駐車場不足が慢性化しているため、申請地をホテル駐車場として造成し貸借したいというものでございます。

12 月 11 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

8 番の案件

位置図は 14 ページになります。

申請地は、市立瀬尻小学校から南東に 100 m に位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 266 m²。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね 500 m 以内に 2 つの教育施設があるため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、配管・水道施設工事業駐車場でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、現在隣接地で配管・水道施設工事業を営んでおり、既存駐車場に物置場を設置し駐車場が減少したため、本申請地を駐車場として利用するというものでございます。

12 月 11 日に現地を確認したところ、事業用駐車場として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

9 番の案件

位置図は 15 ページになります。

申請地は、市立瀬尻小学校から南西に 600 m に位置する

登記・現況地目 畑 280 m²。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）でございます。

贈与者は、受贈者の申し出に応えるというもの。

受贈者は、隣接地に居住しているが、敷地が手狭であるため、本申請地を住宅用駐車場として利用したいというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ 農地性ありと確認しております。
申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

10番の案件

議案は7ページ、位置図は16ページになります。

申請地は、東海環状自動車道関広見IC料金所から北西に500mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 386㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、子供の成長に伴い現在の住まいが手狭になるため、妻の実家の近くである本申請地に住宅を建築したいというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

11番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は、市立西部保育園から南東に500mに位置する

登記・現況地目 田 939㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に教育施設と医療施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、建築条件付宅地分譲（4区画）でございます。

譲渡人は、耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を造成し建築条件付き分譲住宅敷地として販売したいというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

12番の案件

位置図は18ページになります。

申請地は、関市役所洞戸事務所から東に300mに位置する

登記・現況地目 畑 2筆 363㎡。

農地の区分は、関市洞戸事務所から500m以内にある農地であるため、

第2種農地と考えます。

転用の目的は、貸資材置場でございます。

譲渡人は、関市外に住んでおり、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、現在利用している資材置場が小さくなったため、隣地の申請地とともに利用したいというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

13番の案件

位置図は19ページになります。

申請地は、道の駅むげ川から西に100mに位置する

登記地目 宅地 現況地目 畑 128.51㎡。

登記地目 畑 現況地目 宅地 49㎡

2筆合計 177.51㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭・駐車場）でございます。

譲渡人は、相続で譲り受けた申請地について、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、現在、県外に居住しているが、関市へ移住するため、本申請地を住宅として利用したいというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、一部住宅敷地として、利用されており経緯書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

14番の案件

位置図は20ページになります。

申請地は、森本公民館から東に300mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 425.30㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、工場建設工事クレーン車作業場（一時転用）でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、申請地東側で工場建設工事を請け負っており、工場建設工事のため、クレーン作業場として利用したいというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

以上、14件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番と3番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4番と5番の案件につきまして、和田委員、ございますか。

○5番（和田 ひとみ 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○7番（林 百恵 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

7番の案件につきまして、松永委員、ございますか。

○10番（松永 佳己 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

8番と9番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

10番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

11番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

12番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○職務代理（山田 達史 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

13番と14番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○19番（田下 喜代 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。
1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号7番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号8番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号9番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号10番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号11番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号12番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

13番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号13番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

14番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号14番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めるというものです。

議案は、9ページになります。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいて、農地の賃貸借権や使用貸借権などの、利用権の設定を行うというものです。

賃貸借権設定の設定に関するものについて、

新規が 2筆 1,618㎡でございます。地区は、田原地区です。

権利の設定を受ける者は、有限会社 臼田精工でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、1件審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（なし）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和6年2月7日（水）

午前9時30分より関市役所 6階 大会議室を予定しております。

合同会議も午前10時15分より予定しております。

○職務代理（山田 達史 君）

（挨拶）

午前10時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

印

13番

印

16番

印